

## (4) 特別支援学校とは

### (a) 特別支援学校の目的

学校教育法第72条には、次のように示されています。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

### (b) 教育課程の特色

「子供の多様なニーズに応じた学びの場」全国特別支援教育推進連盟（文部科学省委託）に次のように述べられています。

#### 【弾力的な教育課程編成】

特別支援学校では、幼稚部・小学部・中学部・高等部（専攻科）において、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障害に応じた特別の指導を行っています。例えば、子供の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっており、子供の障害特性や健康状態や経験等に応じて、各教科等の指導内容・方法を工夫しています。

#### 【自立活動の指導】

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することをねらいとして、「個別の指導計画」を作成し「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」に関する自立活動の指導を行っています。

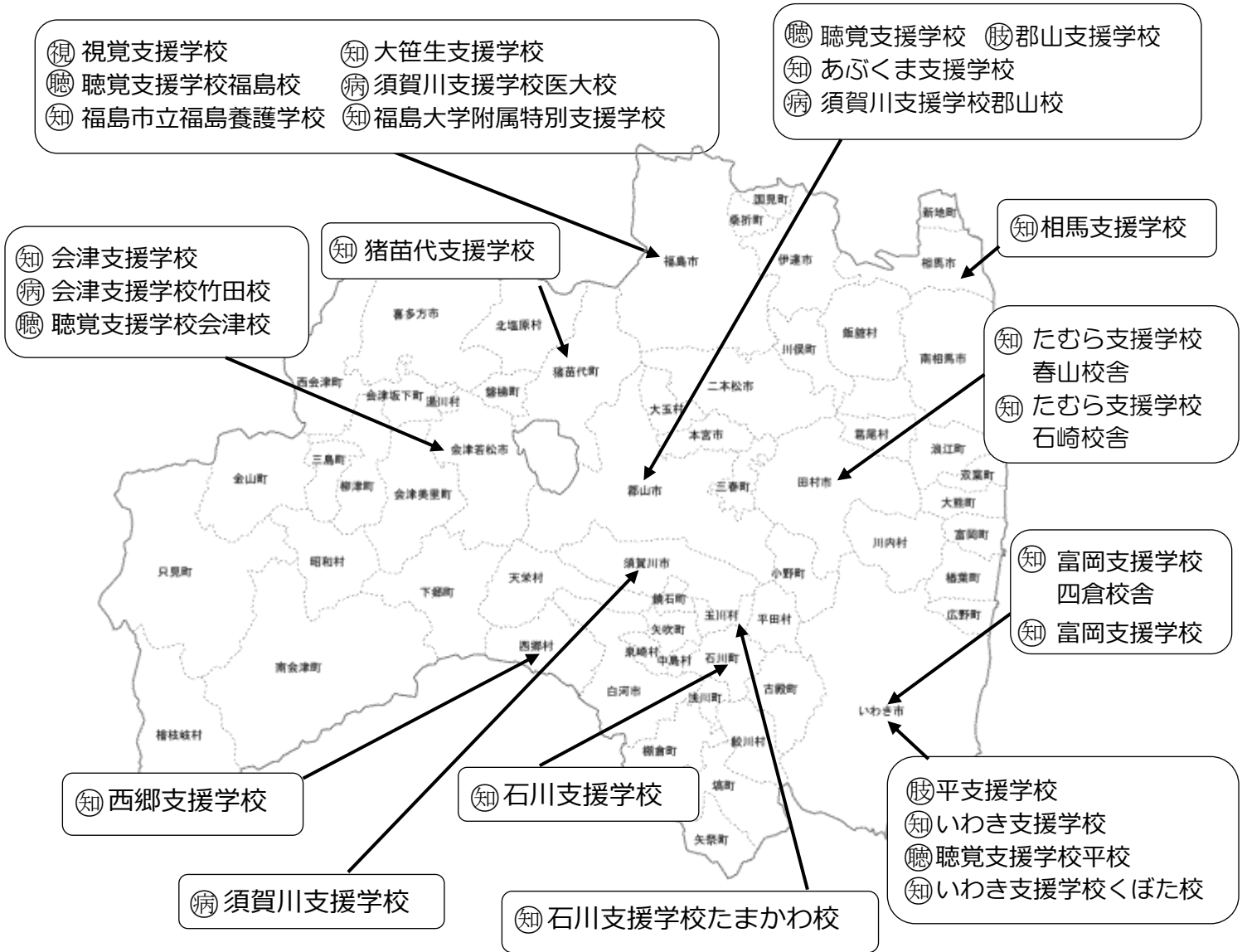
### (c) 地域のセンター的機能の役割がある特別支援学校

学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされており、センター的機能を果たすものと位置づけられています。

特別支援学校のセンター的機能の役割として文部科学省は下記のように示しています。

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1 小・中学校等の教員への支援      | 4 福祉、医療、労働関係等との連絡・調整   |
| 2 特別支援教育等に関する相談・情報提供 | 5 小・中学校等の教員に対する研修協力    |
| 3 障害のある児童生徒等への指導・支援  | 6 障害のある児童生徒等への施設設備等の提供 |

(d) 福島県内の特別支援学校の場所 \* 校名は平成29年4月1日より



**視覚障がい教育を行う特別支援学校**  
 視覚障がいとは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。

**聴覚障がい教育を行う特別支援学校**  
 聴覚障がいとは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

**知的障がい教育を行う特別支援学校**  
 知的障がいとは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

**肢体不自由教育を行う特別支援学校**  
 肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

**病弱教育を行う特別支援学校**  
 病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態をいいます。

**地域の子が特別支援学校で学んでいることをご存じですか？**